

今後の高速道路の整備に関する緊急提言

国の第三者機関である「道路関係四公団民営化推進委員会」から、内閣総理大臣に対して、道路公団等の民営化に関する「意見書」が提出された。

諸外国のどこでもそうであるように、国の根幹的基盤である高速道路の整備は、国が責任を持って進めるべきものであり、本来、地方の意見を取り入れながら、国土のグランドデザインの観点から議論をすべきものであるが、意見書は、高速道路の必要性、公共性やこれまで本会が行ってきた意見表明の趣旨等が全く踏まえられていないのは、誠に遺憾である。

また、採算性や債務償還を中心とした議論に終始し、必要な高速道路を早期に、効率的に整備するべきという理念が欠落している。さらに、その前文において「国が取り組むべきことは言うまでもないが、高速道路整備について地方が責任を持って関わる必要があり、地方の理解と協力が不可欠である。」とし、新会社が建設しないものについて、安易に地方負担を求めることは、すでに整備が終わった地域に比べて不公平であり、現下の厳しい地方財政の状況の下で、容認し難いものである。

高速道路の整備については、救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であるとともに、広域物流の視点からもネットワーク化されてはじめて最大限の効果を発揮するものであり、「地方の自立ある発展」の実現のため、国が計画的に責任を持って、整備計画の9,342kmを早期に整備するとともに、予定路線である11,520kmの整備を着実に推進する必要がある。

今後の高速道路の整備については、地域の実情を十分踏まえ、安全性を確保しつつコスト縮減に努め、料金プール制を最大限活

用するなど、高速道路が将来にわたり利用される基礎的な公共インフラであることを深く認識し、国民のコンセンサスを得て整備を着実に進めるべきである。このため、政府において、国と地方が対等な立場で議論する場を設けることが必要不可欠である。

よって、次の項目について、早期に実現されるよう緊急に要請するものである。

記

- 1 今後の高速道路整備のあり方については、国と地方が対等な立場で、その整備主体や規格・手法などの仕組みづくり等について議論する場を設けること。
- 2 高速道路の整備にあたり、国は、建設計画の決定の経緯、計画の見直しが及ぼす影響等を考慮して、責任を持って予定路線11,520kmについて着実に進めること。特に、整備計画9,342kmや重要な路線については、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。
- 3 高速道路の整備に当たっては、新会社においても料金収入を最大限活用し、いかなる仕組みであれ、投資可能額の全額を高速道路の建設に充て、現在の建設スピードを落とすことなく、早期整備を図ること。
- 4 新会社による整備の補完措置として、新たな直轄方式等により、国の責任において、確実に整備すること。その際、地方負担については、道路特定財源等により適切な措置を講じることとし、新たな地方負担を生じさせないこと。

- 5 民営化にあたり、現在の公団が抱えている債務償還については、追加出資など地方公共団体に新たな負担を求めないこと。
- 6 日本道路公団に係る地域分割については、分割の基準及びメリットが地域にとって理解できず、また未整備路線に地域毎の差があり料金プール制の活用に不公平が出るので、行わないこと。
- 7 新会社では、関連企業を含め経営の合理化や効率化に一層努めるとともに、高速道路料金等の弾力的な運用により、安全で利用者にとって使いやすく、環境等に配慮した高速道路ネットワークとなるように努めること。
- 8 高速道路は、国民共有の財産であり、他の道路と一体となって機能するものであるため、新会社による道路資産の買い取りは行わず、償還後は国等に帰属させること。

平成14年12月19日

全国知事会